

富士宮市建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の格付及び建設工事の競争入札に参加させようとする者（随意契約において、見積書を徴しようとする者を含む。以下同じ。）の選定等について、他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(等級の格付の基準)

第2条 等級の格付は、次条に定める方法により算定した総合数値に基づき、次の基準により行うものとする。

業種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
A	730点以上	710点以上	<u>720点以上</u>	690点以上
B	630点以上 729点以下	590点以上 709点以下	<u>719点以下</u>	689点以下
C	629点以下	589点以下		

2 新規に建設工事の競争入札に参加することができる資格を有した者の等級の工種の格付は、前項の規定にかかわらず、同項の表に規定する最下位の等級とする。

(総合数値の算定方法)

第3条 総合数値の算定は、次に定める方式による。この場合において、総合数値に小数点以下の数値があるときは、これを切り上げる。

(1) 次号に規定する以外の建設工事の総合数値

総合数値 = 建設業法第27条の23に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査の総合評定値 (P)

(2) 富士宮市内に主たる営業所を有する者の土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合数値

総合数値 = 前号で定める方式により算定した数値 × (1 + F / 100) + S + T

F 前年度における各自の各工事ごとの工事成績から工種（土

木・建築・電気・管工事）及び請負金額（130万円以上500万円未満・500万円以上）ごとの工事成績の平均値を差し引いた数値の和を前年度における当該者の工事受注件数で除した数値。

S 市と災害時の緊急協力に関する協定を締結している団体に所属する入札参加資格を有する者に加算する数値（S = 10とし、当該団体に所属しない場合は、加算しないものとする。）

T 富士宮市建設工事表彰要領に基づき表彰を受けた請負者に加算する数値（T = 10とする。）

（入札参加者の選定）

第4条 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事については当該工事の発注基準金額の等級（富士宮市が発注する建設工事の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理の委託又は製造の請負、物件の買入れ若しくは売払い（不用品の処分に限る。）若しくは役務提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（平成10年富士宮市告示第1号。「以下資格を定める告示」という。）第1の4に規定する等級をいう。以下同じ。）に属する有資格者（資格を定める告示第1の1項及び4項の規定により当該建設工事の入札に参加することができる資格を有する者をいう。以下同じ。）で発注予定工事の発注基準金額に相応するものの中から入札参加者を選定するものとする。ただし、必要がある場合においては、発注予定工事の発注基準金額に応じ、当該等級の直近の上位又は下位の等級に属する有資格者の中から入札参加者を選定することができる。この場合において、当該等級に属する有資格者を主体に選定するものとする。

2 資格を定める告示第1第7項に該当する工事及び市長が特に必要と認めた場合は、前項を適用しない。

3 入札参加者の選定については、有資格者のうちから特定の有資格者に偏しないように留意するとともに、誠実性、地域的条件、工事手持量、工事経歴、工事成績、技術者、経営内容、安全管理の状況、労働福祉の状況等を総合的に勘案して行うものとする。

附 則（平成 6 年 7 月 1 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 2 1 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 1 8 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 2 3 日市長決裁）

この要領は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 6 月 1 5 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 6 月 1 1 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 6 月 2 1 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 6 月 2 6 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 6 月 2 0 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 7 月 1 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 6 月 2 2 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 4 月 2 0 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 7 日市長決裁）

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 6 月 1 9 日市長決裁）

この要領は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 6 月 1 2 日副市長決裁）

この要領は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日副市長決裁）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 19 日副市長決裁）

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 15 日総務部長決裁）

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 15 日総務部長決裁）

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 12 日財政部長決裁）

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 12 日財政部長決裁）

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 11 日財政部長決裁）

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 8 日総務部長決裁）

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 8 日総務部長決裁）

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。